

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

昨年十月、沖縄に十二機配備されましたMV22 オスプレイは、去る九月には、倍の二十四機という体制で配備をされております。オール沖縄、そして国民多数の反対を無視して、学校や病院、人口密集地上空での傍若無人な訓練強行ということで、民主主義の国で断じて許されないという怒りを呼んでおります。

そこで、岸田大臣に伺いたいんですが、このオスプレイの安全性をめぐって、この間、米国防総省の監査官室が整備記録を調査した結果、ここにありますが、概要というのがウェブサイトにも掲載をされておりますけれども、こうした調査結果が出ていることについては大臣は御承知でしょうか。

○岸田国務大臣 まず、報告書については承知しております。

○笠井委員 二〇〇八年十月から一一年九月までの三年間、六つの飛行隊を対象にオスプレイの整備記録の監査を実施したというものであります。

その結果、調査対象二百件のうち百六十七件、八三・五％に記録ミスがあり、監査官室が検証した九百七回の作業指示のうち百十二回、一二・三％が不十分だったというふうに指摘をされております。部隊の運用担当者が、二百六十五回の報告中百九十九回で、装備品の状態について不完全または不正確な情報提供を行っていたということでありませう。

この監査報告の結果については、任務遂行が可能な状態にあるオスプレイの比率は信頼できない、国防総省や海兵隊の高官は任務遂行の準備ができていないオスプレイ部隊を配備したおそれがあるとこの文書では指摘をしておりますが、この報告を大臣はどのように受けとめられるでしょうか。

○岸田国務大臣 御指摘の報告書ですが、その内容は、MV22 オスプレイに関しまして、整備状況の書類の不備を指摘したものと承知しております。こうした記録の不備が指摘をされているわけですが、ただ、この報告書におきまして、普天間飛行場に配備されたMV22 オスプレイ、これは評価の対象にはなっていないと承知をしております。

普天間飛行場に配備されたMV22 の整備、運用につきましては、昨年九月に行われました日米合同委員会の合意に従って適切に実施されていなければならないわけでありませうし、米側からは、整備自体に問題はないという説明を我々は受けております。

○笠井委員 この報告を見ますと、任務遂行が可能な状態にある比率は信頼できないということまで言っているわけでありませうし、監査官室は、海兵隊に改善を求めて、妥当性を証明するように要求しているということがあります。

沖縄配備されたオスプレイの運用をめぐっては、夜間飛行を含めて、昨年の日米合意に違反している実態が沖縄県当局を初めとして関係自治体からも指摘されてきたわけでありませうし、それだけでなく、これまでも、機体構造上の危険性が指摘をされ続けて、現実には多くの事故が起きている。その上、整備不良のまま配備、飛行訓練をしていたとしたら、これは危険きわまりないこととなります。

大臣言われました今回の監査対象期間には、確かに、オスプレイ部隊が沖縄に配備された時期、二〇一二年の十月以降は含まれておりませうが、しかし、現実にはアメリカで国防総省の監査官室からそういう指摘があつて、改善まで求められているということでありませうので、これが出たの

が、十月二十三日付で出たものであります。ことしです。そういう点でいえば、日本政府として、米側に対して、沖縄配備のオスプレイについて、整備記録の調査と結果の公表、これぐらい求めるというのは当然じゃないでしょうか。それもやらないんですか。

○岸田国務大臣 先ほども申し上げましたように、報告書の中においては、米国の、他の地域に配備されたMV22 オスプレイの状況について指摘がされているわけでありまして、普天間に配備されましたMV22 オスプレイに関しましては、日米合同委員会の合意に基づいてしっかりと運用、整備をされなければいけない、これが基本的な考え方です。

そして、そうした運用あるいは整備につきましては、地元からさまざまな不安の声がある、あるいは合意に違反しているのではないかという指摘があるということは十分承知をしていますが、しかし、こうした合意の実施に向けて、平素から我が国は、米国にしっかりと働きかけを行い、意思疎通を図っておりますし、米国においても、この合意を守るべくしっかりと努力する、こうした回答を得ております。

今後とも、日米合同委員会等を通じまして米国側としっかりと意思疎通を図り、日米合同委員会の合意がしっかりと実施されるべく努力をしていきたいと考えています。

○笠井委員 二〇〇八年から一一年の九月までの間ということで、その点でのことについては、他国に配備されたものについてはこういう結果が出ている。ただ、大臣おっしゃったみたいに、普天間についていうと出ていないわけですね。

だから、不安があるというふうにもおっしゃるんだったら、整備記録の調査と結果の公表についても、その後の期間だけでも、どうなっているのか、それは出して、大丈夫なら大丈夫といって示せばいいわけで、そこもやらないんですか。

○岸田国務大臣 米国側とは、日米合同委員会等を通じまして平素から意思疎通を図っておりますし、今後とも、意思疎通を図りながら、MV22 オスプレイの運用あるいは整備状況につきましては、しっかりと情報提供を受け、そして地元の皆様方の安心につなげていかなければならないと思っています。引き続き意思疎通を図っていききたいと考えています。

○笠井委員 意思疎通という問題と、事実を調査、公表するというのは別なので、それはもう広く国民あるいは世界に対して明らかにする問題なので、整備情報について意思疎通を図っていて、アメリカ側が大丈夫だと言っているということで、それをうのみにするんじゃないくて、きちっとした裏づけとなる整備記録の調査と結果の公表を求めるぐらいはなぜやらないのかと私は思います。そういう姿勢だからこそ、オール沖縄の猛反発を食らうんだ。そこはぜひ考えてもらいたいと思います。

そこで、岸田大臣に伺いますが、十月三日に開催されましたいわゆる2プラス2の共同発表では、「日本本土を含め沖縄県外における訓練を増加させる」というふうにあります。航空機訓練移転を初めとして、二国間、三国間及び多国間の訓練、さらにオスプレイの日本本土及び地域におけるさまざまな運用への参加など、具体的な訓練まで明示をしております。

これは、日本語版でいきますと、共同発表の六ページのところにありますけれども、大臣、なぜこういう合意をすることになったんでしょうか。

○岸田国務大臣 今回の2プラス2におきましては、日米間の安全保障問題をめぐりましてさまざまな意見交換を行い、そしてさまざまな一致点を見出した次第であります。

さまざまな課題の中に、やはり沖縄の負担軽減というのは大きな課題として取り上げられました。そして、この2プラス2におきまして、日米両政府は、MV22 オスプレイの沖縄県外での飛

行訓練を増加させる、こういった点で一致を見た次第であります。例えば、本土における訓練にMV22 オスプレイが使用されることで、同機の沖縄での駐留及び訓練の時間が削減されることにより、沖縄の負担を軽減するものになると考えておるところです。

政府としましては、十月に陸上自衛隊饗庭野演習場における日米共同訓練においてMV22 オスプレイの使用が実現したことを第一歩としまして、引き続きまして、沖縄の負担軽減のために、沖縄県外での飛行訓練を行う可能性をしっかりと検討していきたいと考えています。

○笠井委員 今大臣の答弁があったんですけども、そうしますと、日本政府として沖縄の負担軽減のための対策ということで米側に要望した、その結果、合意がなされた、そしてこれを進めるために今後具体的な協議を進めていく、そういう合意だと理解してよろしいのでしょうか。

○岸田国务大臣 沖縄の負担軽減の見地から日米で議論を行い、この負担軽減につきまして、県外での飛行訓練を増加させる、こういった一致を見たわけでございます。そして、その第一弾として、十月に饗庭野演習場での訓練におけるMV22 オスプレイの使用が実現した次第でございます。

○笠井委員 沖縄の負担軽減を日本側から要望して、米側も、そうだねと合意したということではよろしいですか。

○岸田国务大臣 もちろん日本側も、重大な問題として問題提起をさせていただきました。

○笠井委員 日本側から重大な問題として問題提起して、こういう形になったと。

この共同発表の今のページ、日本語版でいきますと六ページになりますが、二段落目のところで「共同訓練・演習」というのがございます。その中に「閣僚は、在沖縄米軍の沖縄県外の場所における訓練」というふうにありますけれども、この「沖縄県外の場所」というのはどこのことでしょうか。

○若宮大臣政務官 アメリカ側の航空機の運用に関します具体的な情報を公開しないということにいたしております。御質問のMV22 オスプレイの場所につきましては、こういった形では、どこになるかということは、具体的にはまだ決定していないところでございます。

○笠井委員 沖縄県外というのは、全てということになるのでしょうか。その範囲という点ではどうということですか。

○若宮大臣政務官 先ほど岸田外務大臣からも御答弁申し上げましたが、先月、滋賀県の饗庭野でも実際に訓練を行わせていただきました。また、同じく先月、予定はいたしてございましたのですが、高知の方でも救難という目的でやろうといたしましたのですが、あいにく台風と重なってしまいまして、そういったことが実施できない、中止ということになりました。こういったことを含めまして、随時これから政府内で検討していきたいということでございます。

○笠井委員 具体的には言えないけれども沖縄県以外の場所だということ。県以外というのは、すごく広いわけですね。

では、さらにその下方に、この共同文書の発表の中で、MV22 オスプレイの「日本本土及び地域における様々な運用への参加。」というふうにあります。この「地域」というのは何を指すのでしょうか。

○岸田国務大臣 この「日本本土及び地域」ですが、要は、アジア太平洋地域を指すものと理解しております。

○笠井委員 そうしますと、「沖縄県外の場所」というのと「日本本土及び地域」というのは違うのですか。「沖縄県外」というのはもっと広いということになるのか、その辺はどのようなふうに見たらいいんでしょう。

○岸田国務大臣 御指摘のように、「日本本土及び地域」の方が地域の概念としては広いというふうに認識をいたします。

○笠井委員 アジア太平洋とおっしゃいましたが、そのアジア太平洋というのはどこまで入るんですか。どういう意味になりますか。

○岸田国務大臣 済みません、私も厳密にどこで線を引くのかということは確認したことはありませんが、通常、アジア太平洋地域といえば、太平洋をめぐる周辺地域だと認識をしております。

○笠井委員 アジア太平洋周辺地域というと、これは、前、ガイドラインのときも相当議論になりました、私も参議院も含めていろいろ議論しましたけれども、これ自体が本当に大変な問題になるわけですよ。大臣も署名されているわけですよ。これは合意された文書ですよ。そういう理解でされていると、これはなかなか大変なことになるなと思って私聞きましたが、

では、オスプレイの「様々な運用への参加。」というのがありますが、どんな運用への参加ということでしょうか、「様々な運用」というのは。

○岸田国務大臣 「様々な運用」ですが、例えば、日米二国間、アジア太平洋地域におけるパートナー国との三カ国間及び多国間における訓練ですとか、航空機訓練移転プログラムによる飛行訓練、こういったものを念頭に置いてこうした用語を使っております。

○笠井委員 そうしますと、場所の範囲も地域の範囲も非常に曖昧だ。しかも、「様々な運用への参加。」ということも、今もさまざまということを具体的におっしゃっただけなので、これは、協議次第、無限定ということになるんじゃないか。

明記しているのは、この後にありますが、「このような訓練」というのは、さまざまなのだから、これ自体がはっきりしないんですが、それに「加えて、」というので、ここで、「例えば、」というので、閣僚は、フォレスト・ライト訓練への参加や低空飛行訓練、空中給油訓練、後方支援訓練といった飛行訓練というふうにある。ここはえらく具体的なんですが、これはつまり、「様々な運用」以外の問題なんですよ、「加えて、」ですから。

まさに、ここに書いてあるのは、抑止力どころか侵略力の訓練じゃないかということであると、非常にこれは曖昧な、しかも、いろいろなことがある。米軍運用次第という話になってきます。

共同発表にあるように、沖縄県外における訓練を増加させるということになれば、そこで当然、追加的な経費が問題となってまいります。これまで米側は、沖縄の負担軽減ということで、訓練移転経費の負担を要求してまいりました。今回の合意に基づいて、沖縄県外における訓練を増加させるために、米側が追加的な経費の負担を要求してきた場合、それに応じるということになるのでしょうか。

○若宮大臣政務官 笠井委員の今の御質問でございますが、追加的な伴う経費というのは、日本側では負担していく予定はございません。

○笠井委員 県外でこれから訓練を増加させるということになります、そこで追加的経費ということは問題にならないということですね。

○若宮大臣政務官 例えばでございますが、厚木基地の艦載機の夜間発着訓練の硫黄島への移転ですとか、あるいは沖縄県道一〇四号線越えの実弾射撃訓練など、私ども日本側の要請に基づきアメリカ側が訓練場所を移転した場合、こういった場合はあれでございますが、アメリカ側が必要となる経費を負担する、これはアメリカが負担するのは当然でございますので、それに伴うものについては日本側では原則として負担しないという解釈でございます。

○笠井委員 これは、沖縄の負担軽減ということでそういうことを要求してこれまでもやってきたし、そういうことでいうと、負担軽減と先ほど大臣も言われて、そして日本側がそれを要請したということも言われたわけですから、そうなった場合については当然、追加的経費の負担というものはあるんじゃないですか。

これは、四月二十六日の外務委員会で私が大臣に質問したときに、大臣も、航空機訓練移転について、日本側が訓練移転を要請する以上、移転に伴う追加的な経費を負担することは適当だと認識していると答弁されていると思うんですが、日本側が要請したものについてそういうことが出てくるということは、可能性はあるということですよ。あのとき答弁されましたよね。

○岸田国務大臣 その状況や案件にもよりますが、今御指摘がありましたように、日本側から申し入れて負担をするということはあると思っております。

○笠井委員 防衛省に伺いますが、昨年十月に沖縄にオスプレイが配備されて以降、本年九月末までに沖縄県外で実施した訓練回数とその内容について、訓練名とオスプレイの参加機数、何機参加したか、報告してください。

○若宮大臣政務官 お答えさせていただきます。

MV22 オスプレイの沖縄配備以降に沖縄で実際に実施した訓練回数、参加機数につきましては、米軍の運用の詳細に係る事項でございますため、私どもでは承知をいたしてございません。

○笠井委員 防衛省に私どもが資料要求したときには、そういうことについて言うと、そういうことについて前提とした上で、出された文書がここにありますがけれども、「沖縄へ配備されたオスプレイの平成二十五年九月末までの訓練状況について」ということで文書を出してくれたんじゃないですか。これも、出してないとか言わないという話になるんですか。ここにはちゃんと前提が書いてありますね、もちろん。「訓練の回数等は米軍の運用の詳細に係る事項であり承知していないが、米側より日本政府に通知された訓練情報として承知しているものは以下のとおり。」ということで、そういう形を出しているでしょう。これについて言ってくださいよ。

○若宮大臣政務官 訓練内容につきまして、米側から日本側に対して通知があったもの、あるいは対外的に公表されたものとしたしましては認識をいたしてございます。

先生資料で御指摘のとおり、例えばグアムへの訓練移転の支援ですとか、あるいはフィリピンとの共同訓練ですとか、そのほか、韓国あるいはオーストラリア等々との、あるいはアメリカとの共同軍事演習等、もう御存じのところだと思いますが、そういった形では実際に公表されていると存じます。

○笠井委員 その中でオスプレイは何機参加しているというふうに承知していますか。

○若宮大臣政務官 まことに恐縮でございますが、具体的な訓練回数それから参加機数については、私どもでは承知をいたしてございません。

○笠井委員 私ども資料をいただきまして、詳細には述べてくれなかったんですけども、日本国内で一回、日本以外では八回。そして十月には、先ほど大臣おっしゃいましたが、滋賀県の饗庭野の訓練にも沖縄配備のオスプレイが参加しております。

その中で、昨年十一月から十二月にグアムで実施された米軍機の訓練では、オスプレイを含めた米軍機の訓練移転費を日本側が負担していると思うんですが、幾ら負担していますか。

○若宮大臣政務官 委員御指摘の昨年十一月二十九日から同年十二月十八日に実施したグアムへの移転経費でございますが、オスプレイ三機の飛行訓練につきまして、全体としては二千百万円と算出されてございます。また、米軍再編に係る訓練移転の経費分担ということで、経費の約四分の三を日本が負担するということになってございます。これによりまして、日本側の負担というのは、約二千百万円の七五%ということで、約一千六百万円ということになります。

○笠井委員 米国領域以外、グアム以外では、先ほどの防衛省からいただいた資料でいきますと、フィリピン、コブラゴールド、タイ、それから韓国、豪州などにオスプレイが派遣されておりますけれども、防衛省の説明によれば、その経費については日本側が負担していないということですが、なぜでしょうか。

○若宮大臣政務官 委員御指摘のとおり、確かに日本側では一切負担してございません。

これは先ほどもちょっと申し上げましたのですが、私ども日本側の要請に基づきましてアメリカ側が訓練場所を移転した、そういったような場合を除くということになってございますので、私どもの方では負担いたしていないということでございます。米軍の判断でなされておられるということでございます。

○笠井委員 では、今後そうした枠組みをするような協議はないということよろしいですね。

○若宮大臣政務官 昨年九月の日米合同委員会の合意に基づきまして、まずは、沖縄負担の軽減という観点からさまざまな案件を検討いたしているところでございます。日本側による支援のあり方も含めて米側とは検討させていただいておりますが、この内容につきましては、米側との関係もあり、お答えを差し控えさせていただければと存じます。

○笠井委員 時間が来たので終わりますけれども、去る四月二十六日の当委員会で私の質問に防衛省が認めたように、既に、航空機の訓練移転では、追加的費用を日本が四分の三負担して、そして訓練の移転先を米国の施政のもとにある地域にまで広げているわけですね。その結果、日本の負担額というのは、二〇一一年度に比べて予算額で五倍、実績額で約五倍になっております。さらには、オスプレイ配備に伴って、米国領域外でもいろいろなことが行われる。そして、先ほど地域を伺っても、どこだというのがはっきりしないし、それから沖縄以外というのも、どこか、どんな運用かということもわからない状況の中で、いろいろな形で、結局、負担軽減を口実にして米側がまた要求してくれば、これも際限なくというふうになります。

まさにそういう点でいきますと、オスプレイは、海兵隊だけじゃなくて、CVで今度、横田も含めた配備計画などが報じられているわけです。大臣が抑止力の維持というのを繰り返されるわ

けですけれども、今回の2プラス2合意自体が、米軍のそういった地球的規模での展開のために一層の日本の負担を受け入れるというものになっている。まさにそういう点でいうと、オスプレイの配備、訓練というのが、海外への殴り込み任務を遂行するための侵略力を高めるのが目的で、現にそういう訓練を海外でやっている。

そういう点でいうと、また引き続きやりますが、オスプレイの低空飛行訓練の中止と配備撤回こそ必要だということを強く求めて、きょうは終わっておきます。